



鳥取県公報

平成 21 年 4 月 3 日 (金)
第 8 0 8 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (228) (福祉保健課) 2
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (229) (〃) 2
	土地改良区の合併の認可 (230) (耕地課) 2
	鳥取県海面漁業調整規則による聴聞 (231) (水産課) 2
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (232) (治山砂防課) 3
	指定居宅介護支援事業者の指定 (233) (東部総合事務所福祉保健局) 3
	指定居宅サービス事業者の指定 (234) (〃) 4
	指定介護予防サービス事業者の指定 (235) (〃) 5
	介護老人保健施設の開設の許可 (236) (〃) 5
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (237) (中部総合事務所県民局) 6
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (238) (中部総合事務所福祉保健局) 6
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (239) (西部総合事務所福祉保健局) 7
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (8) 7
◇ 教委告示	連携科目等の指定等 (5) (高等学校課) 8

告 示

鳥取県告示第228号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年4月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
坂口歯科医院	鳥取市元魚町二丁目119	平成20年1月1日
ウェルネス薬局 境港店	境港市蓮池町92-1	平成21年1月1日
みのりクリニック	倉吉市福守町406-4	平成21年3月1日

鳥取県告示第229号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年4月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
坂口歯科医院	鳥取市元魚町二丁目119	平成20年12月31日

鳥取県告示第230号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定に基づき、北条土地改良区、北条町土地改良区及び大誠土地改良区の合併を平成21年4月1日認可したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年4月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 合併後存続及び定款を変更する土地改良区
北条土地改良区
- 合併により解散する土地改良区
北条町土地改良区
大誠土地改良区

鳥取県告示第231号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第52条第1項前段の規定により船舶のてい泊を命ずることに伴い、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、鳥取県聴聞等の手続に関する規則（平成6年鳥取県規則第54号）第13条第1項の規定により読み替えて適用する同規則第9条前段の規定によ

り告示する。

平成21年 4 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 聴聞の日時 平成21年 4 月 8 日（水）午後 1 時30分から
- 2 聴聞の場所 境港市昭和町 9 - 7
境港水産物市場管理株式会社市場会議室（旧鳥取県境港水産事務所会議室）
- 3 事案の内容 鳥取県海面漁業調整規則第52条第 1 項前段の規定により船舶のてい泊を命じようとするものである。

鳥取県告示第232号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成21年 4 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 名称
上峰寺第 2 地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱13号までを順次に直線で結んだ線及び標柱 1 号と標柱13号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
八頭郡八頭町上峰寺字赤崎378- 2	1 号
八頭郡八頭町上峰寺字赤崎378- 2	2 号
八頭郡八頭町上峰寺字赤崎381	3 号
八頭郡八頭町上峰寺字赤崎381	4 号
八頭郡八頭町上峰寺字アイ染207- 1	5 号
八頭郡八頭町上峰寺字笑ヒ道谷389	6 号
八頭郡八頭町上峰寺字笑ヒ道谷386- 1	7 号
八頭郡八頭町上峰寺字廿日谷205	8 号
八頭郡八頭町上峰寺字笑ヒ道谷386- 1	9 号
八頭郡八頭町上峰寺字笑道口194	10号
八頭郡八頭町上峰寺字笑道口192- 1	11号
八頭郡八頭町上峰寺字加藤橋162	12号
八頭郡八頭町上峰寺字赤崎378- 3	13号

鳥取県告示第233号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第46条第 1 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年4月3日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
株式会社メディコープ とっとり 代表取締役社長 池成 福己	鳥取市末広温泉 町566	株式会社メディコー プとっとり居宅介護 支援事業所	鳥取市末広温泉町203	平成21年4月 1日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団 理事長 西原昌彦	鳥取市伏野2259 -43	三津白寿苑	鳥取市三津869-7	〃

鳥取県告示第234号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年4月3日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人あすなる会 理事長 濱崎 芳宏	鳥取市川端四 丁目115	鳥取市介護老人保健 施設やすらぎ訪問リ ハビリテーション事 業所・介護予防訪問 リハビリテーション 事業所	鳥取市的場一丁 目11	訪問リハビリ テーション	平成21年4月 1日
株式会社健康 サポートクラブ 代表取締役 伏野 久	鳥取市千代水 四丁目68	株式会社健康サポ ートクラブ	鳥取市千代水四 丁目68	通所介護	〃
すみれ合同会 社 代表社員 矢 田千恵子	八頭郡智頭町 大字三吉610- 1	すみれデイサービス	八頭郡智頭町大 字三吉610-1	〃	〃
社会福祉法人 智頭町社会福 祉協議会 会長 前橋登 志行	八頭郡智頭町 大字智頭1875	智頭デイサービスセ ンター	八頭郡智頭町大 字智頭1875	〃	〃
〃	〃	智頭町立智頭心和苑	〃	短期入所生活	〃

				介護	
智頭町 智頭町長 寺 谷誠一郎	八頭郡智頭町 大字智頭2072 -1	智頭病院訪問看護ス テーション	〃	訪問看護	〃

鳥取県告示第235号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成21年4月3日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 あすなる会 理事長 濱崎 芳宏	鳥取市川端四 丁目115	鳥取市介護老人保健 施設やすらぎ訪問リ ハビリテーション事 業所・介護予防訪問 リハビリテーション 事業所	鳥取市的場一丁 目11	介護予防訪問 リハビリテー ション	平成21年4月 1日
株式会社健康 サポートクラ ブ 代表取締役 伏野 久	鳥取市千代水 四丁目68	株式会社健康サポー トクラブ	鳥取市千代水四 丁目68	介護予防通所 介護	〃
すみれ合同会 社 代表社員 矢 田千恵子	八頭郡智頭町 大字三吉610- 1	すみれデイサービス	八頭郡智頭町大 字三吉610-1	〃	〃
社会福祉法人 智頭町社会福 祉協議会 会長 前橋登 志行	八頭郡智頭町 大字智頭1875	智頭デイサービスセ ンター	八頭郡智頭町大 字智頭1875	〃	〃
〃	〃	智頭町立智頭心和苑	〃	介護予防短期 入所生活介護	〃
智頭町 智頭町長 寺 谷誠一郎	八頭郡智頭町 大字智頭2072 -1	智頭病院訪問看護ス テーション	〃	介護予防訪問 看護	〃

鳥取県告示第236号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、

鳥取県介護保険法施行細則（平成11年鳥取県規則第50号）第5条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年4月3日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護老人保健施設の名称	介護老人保健施設の所在地	許可年月日
智頭町 智頭町長 寺谷誠一郎	八頭郡智頭町大字智頭2072-1	介護老人保健施設ほのぼの	八頭郡智頭町大字智頭1875	平成21年3月30日

鳥取県告示第237号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成21年5月24日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年4月3日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

1 申請のあった年月日

平成21年3月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 水と自然を守る会 アクア鳥取

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

竹原 良治

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

東伯郡北栄町土下275

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、社会全体に対して、自然環境の保全・改善を図る活動や豊かな水辺を取り戻すことを基本とする事業を行い、地域住民が安心して生活することができる環境づくり、環境に負荷をかけない自然と共生できる社会づくりに寄与することを目的とする。

鳥取県告示第238号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成21年4月3日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
-----	------------	--------------------------	---------------------------	-------------	-------

特定非営利活動法人創造	倉吉市八屋301-1	はーとぴあ創造	倉吉市八屋301-1	就労継続支援B型	平成21年4月1日
-------------	------------	---------	------------	----------	-----------

鳥取県告示第239号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成21年4月3日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人地域活動支援センターおおぞら	米子市法勝寺町110	支援センターる・しえる	米子市法勝寺町110	生活介護、就労継続支援	平成21年4月1日
社会福祉法人白老会	米子市中島一丁目10-55	つゆくさ	米子市大篠津町3366-1	就労継続支援	〃
NPO法人おりもんや	米子市加茂町一丁目17	おりもんや	米子市中町62	〃	〃
特定非営利活動法人淀江作業所	米子市淀江町淀江796	淀江作業所	米子市淀江町淀江796	〃	〃
特定非営利活動法人お菓子屋くればす	境港市清水町631-3	お菓子屋くればす	境港市清水町631-3	〃	〃
特定非営利活動法人ノーム	西伯郡南部町鶴田425-13	ノームの糸車	西伯郡南部町鶴田425-13	〃	〃

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第8号**

平成21年第4回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成21年4月3日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

- 1 日時 平成21年4月10日（金） 午後4時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 3 議題

- (1) 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について
- (2) その他

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第5号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第2項の規定に基づき、次のとおり連携科目等の指定及び指定の解除をしたので、同条第3項の規定により告示する。

平成21年4月3日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 指定及び指定の解除をした指定技能教育施設の名称
学校法人鶏鳴学園専修学校あすなる予備校

- 2 指定をした連携科目等

連携措置をとることができる科目	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎

- 3 指定の解除をした連携科目等

連携措置をとることができる科目	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
マーケティング	マーケティング
商品と流通	商品と流通
国際ビジネス	国際ビジネス

- 4 指定及び指定の解除をした年月日
平成21年3月31日